

## 令和7年度 岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助事業のご案内

岡山市では、脱炭素社会の実現に向け、エネルギーを創って、ためて、賢く使うことにより、エネルギー利用の最適化・効率化（以下「スマートエネルギー化」という。）を推進するため、市内の住宅にスマートエネルギー化に資する機器を導入した方及び、環境性能に特に優れた自動車等を導入した方に対し、経費の一部を助成します。

### 申請受付

#### (1) 受付期間

**令和7年5月23日（金曜日）～令和8年3月10日（火曜日） 《当日消印有効》**

※期日までに準備できない書類がある場合は、別途ご相談ください。

#### (2) 提出先

〒700-8554

岡山市北区大供一丁目2番3号

岡山市役所分庁舎6階 岡山市ゼロカーボン推進課

※ 申請書の提出は原則郵送（簡易書留等配送状況が確認できる手段での送付が望ましい）でお願いします。判断が難しいケースは窓口にご相談ください。なお、全ての機器において、導入後申請となっています。

※ 書類に不備がある場合は受付できません。

※ 申請は消印日を基準として早いものから受付し、申請額が予算額に達した日をもって受付を終了します。

※ 申請額が予算額を超過した場合は、受付終了日の申請者を対象とした抽選により補助対象者を決定します。

### 補助事業者

市内の住宅（店舗等併用住宅を含む。）に補助対象機器を導入した個人又は補助対象機器が設置された市内の建売住宅（以下「補助対象機器付建売住宅」という。）を購入した個人、リース事業者、PPA（※）事業者であること。申請にあたっては、申請者＝契約者＝代金支払者（領収書あて名）＝使用者が同一であることが要件になります（割賦販売での購入、リース及びPPAによる申請の場合を除く。）。

（※）太陽光発電設備等は無償で設置し、当該設備から発電された電気を建物所有者等に販売する契約

## 対象となる補助事業者

### <購入の場合>

契約種別：売買契約（現金購入、クレジット、割賦購入、自動車ローン等を含む）

補助事業者：使用者（購入者）

### <リースの場合>

契約種別：賃貸借契約

補助事業者：リース事業者

### <PPAの場合>

契約種別：電力販売契約

補助事業者：PPA事業者

## ➤ その他要件

- (1) 家庭用燃料電池（エネファーム）、蓄電池、窓断熱、HEMSは、太陽光発電設備と併せて導入する場合又は既に太陽光発電設備を設置している住宅に導入する場合に限りです。
- (2) 店舗等併用住宅の住宅部分への導入については、住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の2分の1を超える場合に限りです。
- (3) 太陽光発電設備・蓄電池の導入に対する補助申請の場合、「あっ晴れ岡山エコクラブ(※)」への入会が要件になります。リース、PPAによる機器導入の場合、リース事業者、PPA事業者の入会は不要ですが、機器利用者の入会が必要です。

※「あっ晴れ岡山エコクラブ」とは、岡山連携中枢都市圏（岡山市を含む8市5町）が運営・管理する、「一般家庭における太陽光発電設備の導入によるCO2削減プロジェクト」の実施団体です。詳しくは「あっ晴れ岡山エコクラブ」の入会案内等をご覧ください。

## ➤ リースによる補助対象機器の導入について

補助事業者は前記に掲げる要件を満たす個人に補助対象機器を貸与するリース事業者で、次の要件をいずれも満たしていること。（窓断熱は対象外）

1. 法定耐用年数以上のリース契約(※)を締結していること。  
※太陽光発電設備は10年以上のリース契約であること。
2. 補助対象機器の月々のリース料が、補助金相当額が還元されていると認められる水準であること。

### <申請時の注意点>

1. 補助対象機器の導入にあたり、メーカー・販売店等と締結した売買契約書、借受人と締結したリース契約書の両方の写しが必要になります。
2. リース事業者と借受人双方の滞納無証明書が必要になります。

## ➤ PPAによる補助対象機器の導入について

補助事業者は前記に掲げる要件を満たす個人にPPAサービスを提供する事業者で、次の要件をいずれも満たしていること。

1. 10年以上の契約を締結していること。
2. 以下のいずれかの方法により、サービス利用者に経済的負担軽減措置を講じること。
  - ・ 補助金相当額を月々の電気料金から減額（割引）することにより還元する。
  - ・ 補助金相当額を現金等で還元する。

### ＜申請時の注意点＞

1. 経済的負担軽減措置の内容について、サービス利用者に説明したことが分かる書類（様式第6号）の提出が必要です。
2. PPA事業者とサービス利用者双方の滞納無証明書が必要になります。

## ➤ 次に該当する者は、対象になりません。

- (1) 市税を完納していない者
- (2) 岡山市補助金等交付規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者
- (3) 同一の住宅において、同種の補助対象機器に係る補助金を岡山市から受けたことがある者。ただし、電気自動車等及び燃料電池自動車については、次のいずれかに該当する場合は除きます。
  - ① 電気自動車等及び燃料電池自動車に係る法定耐用年数（普通自動車6年、軽自動車4年）の期間、岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第12条の規定に従ってその適正な運用を図った後、当該電気自動車等及び燃料電池自動車を譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄（以下「処分」という。）し、その後に電気自動車等及び燃料電池自動車を導入する場合
  - ② 電気自動車等及び燃料電池自動車に係る法定耐用年数の期間経過前に補助金交付要綱第13条の規定に基づき承認を受けて当該電気自動車等及び燃料電池自動車を処分した後、当該電気自動車等及び燃料電池自動車に係る法定耐用年数の期間経過後に電気自動車等及び燃料電池自動車を導入する場合
- (4) 補助金の交付申請時に、申請住所に係る住宅に居住していない人及び当該住宅の所在地に住民登録がない者。ただし、単身赴任等で当該住宅に居住していない場合であって、次のいずれにも該当する場合は可。
  - ① 家族等が当該住宅に居住していること。
  - ② 補助対象機器に係る契約者であること。
- (5) 虚偽の補助金交付申請を行った者

## 補助対象機器・補助金額

補助金額は下記の表の補助対象機器の欄に掲げる機器に応じ、補助金額の欄に定める額を上限とします。(1,000円未満切り捨て)

補助対象機器	補助金額	
	補助率等	上限額
太陽光発電設備(※1)	2万円/kW	10万円
太陽熱利用システム (自然循環型)	1/5	3万円
太陽熱利用システム (強制循環型)	1/5	5万円
家庭用燃料電池(エネファーム)	1/3	15万円
蓄電池(※2)	1万円/kWh	15万円
窓断熱(窓、ガラス)	1/5	10万円
電気自動車等	1/3	EV(普通乗用):13万円 EV(小型・軽乗用):8万円 EV(普通・小型・軽貨物):8万円 PHEV:8万円
燃料電池自動車	1/3	50万円
V2H	1/5	15万円
電気自動車等用充電設備	1/5	15万円
HEMS	1/5	2万円

※1 太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか小さい方に1kWあたり2万円を乗じて得た額。

※2 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録された蓄電池容量1kWhあたり1万円を乗じて得た額。

## 補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助対象機器本体及び附属機器の購入費並びに設置工事費(諸経費を含まない)の合計額から値引き及び国等の類似の補助金の額を控除して得た額です。ただし、消費税は除きます。

既存機器の撤去・処分費及び補助対象機器の設置に直接関係のない工事費並びに申請代行手数料等の費用は対象になりません。

※太陽光発電設備、蓄電池にあたっては、補助対象経費を算定の基礎としません。

## 補助対象要件

### ●共通要件

- ① 補助対象機器の導入日(※)又は補助対象機器付建売住宅の引き渡し日が令和7年3月1日(土曜日)から令和8年2月28日(土曜日)の間であること。
- ② 補助対象機器は未使用(電気自動車等又は燃料電池自動車の場合は未登録車)のものであること。

#### ※ 補助対象機器の導入日について

- ・ 太陽光発電設備⇒保証開始日  
保証開始日が令和7年2月28日以前であって、電力受給開始日が令和7年3月1日から令和8年2月28日の間である場合には、電力受給開始日を導入日とする。
- ・ 電気自動車等、燃料電池自動車⇒初度登録日
- ・ 窓断熱⇒出荷証明書又は施工証明書に記載された納入日
- ・ その他の機器⇒保証開始日

### ●個別要件

#### 太陽光発電設備

- ア 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能及び品質が確認されているものであること。
- イ 太陽電池モジュールの公称最大出力合計値若しくはパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれかが10kW未満(小数点以下二桁未満切り捨て)であること又は固定価格買取制度の電力受給契約において最大受電電力が10kW未満であること。
- ウ 既存設備増設の場合は、既存設備が市補助金を受けていないこと及び、既存設備分を含めた増設後の設備が上記イを満たしていること。また、モジュール増設の場合は、パワーコンディショナーも交換又は増設していること。
- エ 発電した電力が住宅において消費されていること。

#### 太陽熱利用システム(自然循環型、強制循環型)

- 日本工業規格(以下「JIS」という。)に適合したもの又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたものであること。
- URL : <https://www.cbl.or.jp/>

#### 家庭用燃料電池(エネファーム)

- ア 一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)に登録されている機器であること。
- URL : <http://www.fca-enefarm.org/>
- イ 太陽光発電設備と併せての導入又は既に太陽光発電設備を設置している住宅への導入であること。

<p><b>蓄電池</b></p> <p>ア 一般社団法人環境共創イニシアチブ(S I I)がZ E H支援事業において補助対象としている機器であること。</p> <p>URL : <a href="https://sii.or.jp/">https://sii.or.jp/</a></p> <p>イ 常時、太陽光発電設備と接続し、同機器が発電する電力を充放電すること。</p>
<p><b>窓断熱（窓、ガラス）</b></p> <p>ア 公益財団法人北海道環境財団が既存住宅における断熱リフォーム支援事業において補助対象としている製品であること。</p> <p>URL : <a href="http://www.heco-hojo.jp/">http://www.heco-hojo.jp/</a></p> <p>イ 既築住宅への導入であること。</p> <p>ウ 太陽光発電設備と併せての導入又は既に太陽光発電設備を設置している住宅への導入であること。</p>
<p><b>電気自動車等、燃料電池自動車</b></p> <p>ア 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「N e V」という。）がクリーンエネルギー自動車等導入事業費補助金において補助対象にしている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車（普通・小型・軽乗用自動車又は普通・小型・軽貨物自動車に限る。）又は燃料電池自動車であること。</p> <p>URL : <a href="http://www.cev-pc.or.jp/">http://www.cev-pc.or.jp/</a></p> <p>イ 導入者と使用者が同一であること（導入者がリース事業者の場合を除く）。</p> <p>ウ 使用の本拠の位置が市内であること。</p>
<p><b>V 2 H</b></p> <p>N e VがV 2 Hの導入に係る補助金において補助対象としている充電設備と同等以上の機能を有していること。</p> <p>URL : <a href="http://www.cev-pc.or.jp/">http://www.cev-pc.or.jp/</a></p>
<p><b>電気自動車等用充電設備</b></p> <p>ア N e Vが電気自動車等用充電設備の導入に係る補助金において補助対象としている急速充電設備又は普通充電設備（充電用コンセントスタンド、充電用コンセント等）の導入であること。</p> <p>URL : <a href="http://www.cev-pc.or.jp/">http://www.cev-pc.or.jp/</a></p> <p>イ 既築住宅への導入であること。</p>
<p><b>H E M S</b></p> <p>ア エネルギー使用量を計測・蓄積し「見える化」が図られていること。</p> <p>イ 「ECHONET Lite」規格を標準的なインターフェースとして搭載していること。</p> <p>ウ 太陽光発電設備と併せての導入又は既に太陽光発電設備を設置している住宅への導入であること。</p>

## 補助金交付申請

申請に当たり次の書類を提出してください。 ○必要な書類 △場合によって必要な書類

必要書類		太陽光発電設備	太陽熱利用システム	エネファーム	蓄電池	窓断熱	電気自動車等、燃料電池自動車	V2H	電気自動車等用充電設備	HEMS
1	補助金交付申請書兼実績報告書 ・様式第1号（共通） ・様式第1-1号～第1-11号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	工事請負契約書又は売買契約書の写し （契約時に契約書等を作成している場合に限る。）	△	△	△	△	△		△	△	△
3	見積書、内訳書等補助対象機器に係る経費の内訳が確認できる書類の写し（契約書に当該経費の内訳が明記されていない場合に限る。） ・窓断熱については、経費内訳書（岡山市様式）も必要	△	△	△	△	△	△	△	△	△
4	補助対象機器の領収書の写し（PPAの場合は不要。） ・契約金額又は見積書の合計金額と一致するもの ・金額が一致しない場合は但し書きに補助対象機器の代金が含まれている旨を記載したもの 【割賦販売により導入した場合】 ・補助事業者宛（申請者名）の領収書の写し（現金支払いの部分について） ・申請者が契約者となっている割賦販売契約書の写し（後払い部分について） ※全額支払いの手続きが完了していることがわかるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	滞納無証明書 ※コピー不可。 ※納税証明ではありません。 ・市税に係る徴収金の滞納がないことを岡山市長が証明した書類で、発行後3月以内のもの。 ・リースの場合は、リース事業者、借受人双方のもの ・PPAの場合は、PPA事業者、サービス利用者双方のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	補助対象機器が導入された住宅の位置図	○	○	○	○	○		○	○	○
7	補助対象機器が導入された住宅全体写真	○	○	○	○	○		○	○	○

必要書類		太陽光発電設備	太陽熱利用システム	エネファーム	蓄電池	窓断熱	電気自動車等、燃料電池自動車	V2H	電気自動車等用充電設備	HEMS
8	太陽光発電設備の設置状況を示すカラー写真 ・太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの ・太陽電池モジュールを設置した屋根面(方角記入)の写真 ・パワーコンディショナーの全体写真及び型式名、製造番号、出力が確認できる写真	○								
9	補助対象機器の設置状況を示すカラー写真(※1) ①機器の全体写真 ②メーカー名、型式が確認できる写真 ・強制循環型太陽熱利用システムは、集熱器、蓄熱槽それぞれの写真 ・エネファームは、燃料電池ユニット、貯湯ユニットそれぞれの写真 ・HEMSについては、HEMSが稼働していることが分かるモニターの写真も必要 ・窓断熱については、施工中の写真も必要(経費内訳書に記載した番号と整合性がとれるように番号を付すこと)		○	○	○	○		○	○	○
10	製品カタログや仕様書の写し等システムパッケージ型番と構成機器が確認できる資料(保証書等に記載されていない場合に限る。)				○					
11	自動車検査証記録事項の写し						○			
12	太陽電池モジュールの設置状況を示す配置図 ※関係点とモジュール設置場所が違う場合は、太陽電池モジュールの設置場所と居住する住宅(関係点)の関係がわかるシステム配置図も必要	○								
13	太陽電池モジュールの製造業者が発行する出力対比表又は出力対比表及び製造番号票の写し(型式名、製品番号及び測定出力値の記載がある製品同梱のもの)	○								

必要書類		太陽光発電設備	太陽熱利用システム	エネファーム	蓄電池	窓断熱	電気自動車等、燃料電池自動車	V2H	電気自動車等用充電設備	HEMS
14	補助対象機器の保証書の写し ・保証開始日、住所、氏名が記載されたもの	○	○	○	○			○	○	○
15	「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」等の電力受給開始日が分かる書面の写し ・保証開始日が令和7年2月28日以前であって、電力受給開始日が令和7年3月1日から令和8年2月28日の間である場合	△								
16	「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」や太陽光発電設備の保証書の写し等、太陽光発電設備の設置が確認できる書類 ・住所、氏名が記載されたもの			○	○	○				○
17	太陽電池モジュールが設置されていることが確認できる写真			○	○	○				○
18	出荷証明書（公益財団法人北海道環境財団製品型番の記載があるものであって、製造メーカーが発行したもの）又は施工証明書の写し					○				
19	設置状況を示す配置図 （窓断熱については、経費内訳書に記載した番号と整合性がとれるように番号を付すこと）					○		○	○	
20	補助対象機器が導入された住宅の建物登記事項証明書（発行後3月以内のもの。コピー不可）					○			○	
21	公図の写し（「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」の受給場所と申請場所が異なる場合）	△								
22	電力受給場所（連系点）の住宅全体のカラー写真 ・倉庫等住宅以外の建物に太陽電池モジュールを設置している場合（連系点とモジュール設置場所が違う場合）	△								
23	補助対象機器が導入された住宅に居住する家族等の住民票（発行後3月以内のもの。コピー不可）（単身赴任等で補助対象機器が設置された住宅に当該住宅の所有者が居住していない場合）	△	△	△	△	△		△	△	△
24	賃貸借契約書の写し（リースの場合）	△	△	△	△		△	△	△	△
25	リース料金の算定根拠明細書（リースの場合）	△	△	△	△		△	△	△	△

必要書類		太陽光発電設備	太陽熱利用システム	エネファーム	蓄電池	窓断熱	電気自動車等、燃料電池自動車	V2H	電気自動車等用充電設備	HEMS
26	経済的負担軽減措置内容説明書（P P Aの場合） ・様式第6号	△	△	△	△	△	△	△	△	△
27	P P Aに係る契約書の写し（P P Aの場合）	△	△	△	△	△	△	△	△	△
28	承諾書(申請者又は同居する家族等以外が所有する建物に補助対象機器を導入する場合)	△	△	△	△	△		△	△	△
29	保管場所標章番号通知書又は任意自動車保険契約書等の写し（所有権留保付クレジット購入の場合）						△			
30	岡山市から補助金の交付を受けた車両を処分したことが確認できる書類の写し（補助金交付要綱第4条第2項第3号ア又はイに該当する場合に限る。） ・登録事項等証明書や抹消登録証明書 ・解体、下取り等の処分をしたことがわかる書面等						△			
「あっ晴れ岡山エコクラブ」入会書類		/	/	/	/	/	/	/	/	/
31	「あっ晴れ岡山エコクラブ」入会届	○			○					
32	(別紙) 設備情報	○			○					
33	「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」等の電力受給開始日が分かる書面の写し	○			○					
34	出力対比表の写し等の太陽光パネルの公称最大出力がわかるもの（太陽光発電設備と同時申請の場合は不要。）	△			△					
35	パワーコンディショナーの銘板写真（太陽光発電設備と同時申請の場合は不要。）	△			△					

※その他、状況により書類の追加をお願いすることがあります。

## 申請に当たっての注意事項

- 1 別荘は対象になりません。
- 2 太陽光発電設備の導入の場合、敷地内の倉庫や車庫など、人が居住していない建物に太陽電池モジュールを設置した場合などで発生した電力を居住する住宅で使用していない時は、対象にはなりません。
- 3 同じ種別の補助対象機器に係る申請は一住宅（同一敷地内の別棟の建築物を含む）につき一回限りです。ただし、電気自動車等及び燃料電池自動車について、補助金交付要綱第4条第2項第3号ア又はイに該当する場合及び二世帯住宅などで補助事業者と別生計と認められる場合を除きます。

## 電気自動車等用充電設備の既築住宅への設置について

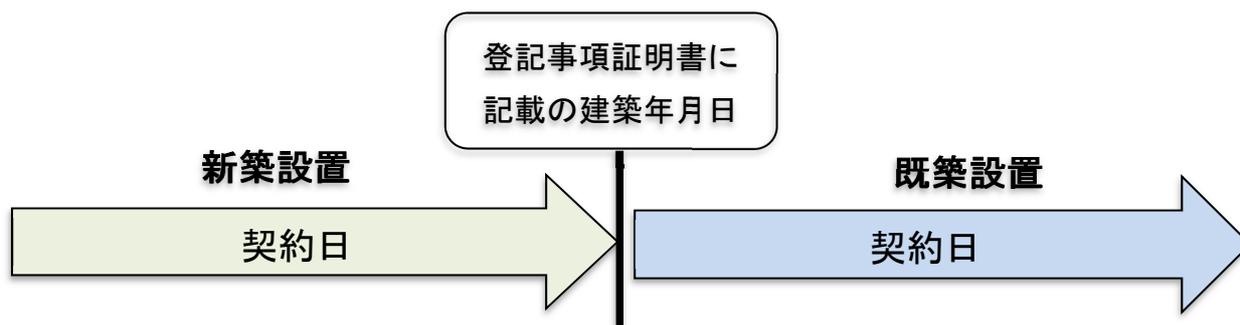
電気自動車等用充電設備の設置における既築の判断は以下のとおりとします。

既築とは 次の各号のいずれかに該当する場合とする。

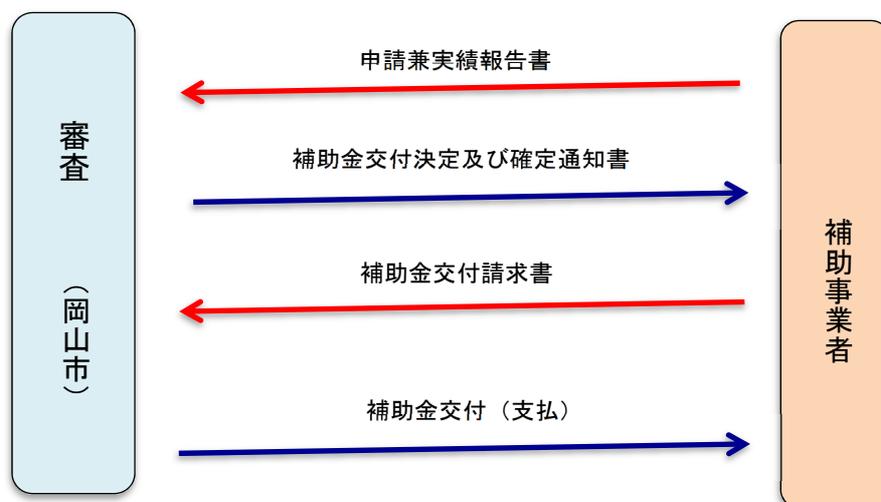
- (1) 電気自動車等用充電設備の設置に係る契約の時点で、既に建設されている住宅
- (2) 既存住宅の増築

次の各号のいずれかに該当する場合は、新築住宅への設置とし、補助対象にはなりません。

- (1) 新築する住宅に新築工事と併せて設置する場合
- (2) 設置されている建売住宅を購入する場合



## 補助金手続きの流れ



- \* 内容に不備等がない場合、3週間程度で補助金交付決定及び確定通知書を送付します。
- \* 請求書は申請時に提出することも可能ですが、その場合は請求書に提出日、指令年月日、指令番号、補助金の交付確定額、補助金の交付請求額は記入しないでください。
- \* 振り込みまでは、請求書提出後1か月程度かかります。補助金を口座振り込みする際の通知は省略させていただきます。

## その他

- この案内は、補助事業の概要について記載したものです。詳細については、「岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱」及び「岡山市補助金等交付規則」をご確認ください。
- 法定耐用年数期間内に、補助対象機器を処分する場合（リースの解約及びPPAの解約を含む。）は、市の承認が必要になります。
- その他の類似の補助金等との併用の可否については、各窓口にご確認ください。

## お問い合わせ先

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号

岡山市ゼロカーボン推進課

TEL. 086-803-1282

E-mail: [sumaene@city.okayama.lg.jp](mailto:sumaene@city.okayama.lg.jp)

URL: <https://www.city.okayama.jp/ondankataisaku/0000042045.html>